

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年3月定例会

議案の 件名	議案第5号 交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）															
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉																
交野市基本構想条例（平成22年条例第27号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市基本構想審議会を置く。		大阪府下の他の自治体でも、総合計画の改定に合わせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化を進めており、近隣市では門真市が令和2年度からの第6次総合計画において、一体化を行っている。 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） <table border="1" data-bbox="1153 512 2134 608"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>498</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>498</td> </tr> </tbody> </table>					総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	498					498
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源													
498					498													
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉																
交野市基本構想は、本市の市政運営の指針となる最上位の行政計画であり、交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本市が人口減少をはじめとする地域課題を克服して、将来にわたり活力あるまちであり続けることを目指すために、法に基づき策定する地方創生の地域計画である。 両者はいずれも、今後のまちづくりに関する長期的な計画であり、また持続可能なまちづくりという総合戦略の主旨は、令和5年度以降の市政運営の指針となる次期基本構想の策定議論における重要な検討テーマとなる。また両計画の審議会はいずれも、多様な関係者で調査審議や進行管理を行う体制である。 よって、令和3年度から次期基本構想の策定議論が始まることに合わせて両計画の審議会を統合し、両計画を一体的に審議することで、より実効性があり、市民や職員にとって分かりやすい計画を策定することを目指す。		〈総合計画等の整合〉 “かたのサイズ”をめざす像（主要3つ） 76.市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている。 80.一人ひとりの悩みや思いがつながってまちの施策になっている。 ○その他の計画（該当する場合のみ） <table border="1" data-bbox="1153 1246 2134 1289"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定年度</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					計画名称	策定年度	計画期間									
計画名称	策定年度	計画期間																
〈市民参加の状況〉		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																
		〈政策等の実施時期〉 令和3年7月1日 <table border="1" data-bbox="1153 1414 2134 1495"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画財政部</td> <td>政策企画課</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有・無（新旧対照表等）</td> </tr> </tbody> </table>					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	企画財政部	政策企画課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																
企画財政部	政策企画課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）																

交野市基本構想審議会条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

交野市基本構想は、本市の市政運営の指針となる最上位の行政計画であり、交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本市が人口減少をはじめとする地域課題を克服して、将来にわたり活力あるまちであり続けることを目指すために、法に基づき策定する地方創生の地域計画である。

両者はいずれも、今後のまちづくりに関する長期的な計画であり、また持続可能なまちづくりという総合戦略の主旨は、令和5年度以降の市政運営の指針となる次期基本構想の策定議論における重要な検討テーマとなる。また、両計画の審議会はいずれも、多様な関係者で調査審議や進行管理を行う体制である。

よって、令和3年度から次期基本構想の策定議論が始まることに合わせて両審議会を統合し、両計画を一体的に審議することで、より実効性があり、市民や職員にとって分かりやすい計画を策定することを目的とする。

2. 条例改正の内容

- (1) 第2条(所掌事務)に、「まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること」、並びに、「基本構想及び総合戦略に関し、市長が必要と認めること」を加える。
- (2) 第3条(組織)第2項について、各委員構成の人数制限を削除するとともに、新たに「関係機関及び団体の推薦する者」を加える。
- (3) 附則において、交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止を行う。

3. 施行日

令和3年7月1日

